

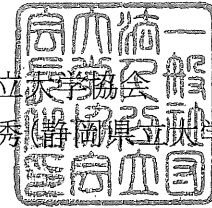


平成 25 年 8 月 6 日

総務大臣

新藤 義孝 様

一般社団法人 公立大学協会  
会長 木苗 直秀 (静岡県立大学長)



### 公立大学に関する地方交付税措置についての要望

公立大学は、「地域の知の拠点」として、我が国の高等教育の重要な一翼を担っており、83校が地域の要請に応じた教育研究活動を推進しています。

さて、平成 25 年度の地方交付税措置において、公立大学経常費の算定における新たな種別補正が設けられたことについては、より実態に沿った取扱いに近づいたものと受け止めております。その一方で、国家公務員に続く地方公務員の給与減額措置を受けて、単位費用そのものは平成 25 年度の時限措置とはいえ、▲7.4%と大きく減額されました。本来、当該単位費用は人件費のみならず、日常の教育研究に必要となる基盤的な物件費を含めたものであるため、今回の減額措置は公立大学の運営に大きな打撃を与えるものです。

また、近年の経済状況を背景に、我が国の家庭の世帯収入が減少する一方で、相対的に大学の授業料は上昇しており、中所得層においても教育に係る費用が負担となっています。意欲と能力のある学生が安心して修学できる環境を構築するため、授業料等減免措置を拡充する必要があります。

これらの事情についてご理解いただき、地方財政措置について、以下のとおり要望いたしますので、ご高配のほどよろしくお願い致します。

#### 【要望事項】

- 地方公務員の給与減額措置は平成 25 年度限りの時限つきであり、平成 26 年度以降における単位費用の削減措置について確実な時限解除を行うこと。
- 近年、大学教育の質的転換や地域貢献機能の強化など社会の変革のエンジンとなる大学づくりが求められており、公立大学がその機能を十分に発揮できるよう、公立大学の学生 1 人当たりの単位費用及び種別補正係数を実情に即して増額すること。
- 東日本大震災により就学困難となった公立大学生への授業料等減免に対する特別交付税措置を引き続き確実に実施するとともに、特定被災地方公共団体以外の大学においても被災学生への授業料等減免が後退することがないように、交付税措置を拡充すること。